

答申第 486 号
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 17 日付け神行主固第 1754 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 建築計画概要書情報を電子計算機処理することで、迅速かつ効率的な固定資産税の賦課事務が可能となり、課税の公平性がさらに図ることができることから公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【建築計画概要書の情報】

- ・ 建築主（氏名・住所）
- ・ 工事施工者（氏名・営業所名・所在地・電話番号）
- ・ 建築場所（地名・地番）
- ・ 主要用途（一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・店舗・倉庫等）
- ・ 工事種別（新築・増築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替）
- ・ 建築面積
- ・ 延べ面積（申請部分・申請以外の部分・合計）
- ・ 建築物の数（申請に係る建築物の数・同一敷地内の他の建築物の数）
- ・ 建築物の高さ等（最高高さ・階数・構造）
- ・ 工事着手予定年月日
- ・ 工事完了予定年月日
- ・ 建築確認済証交付日
- ・ 事前受付番号